

天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付要綱

令和6年3月25日告示第25号

(目的)

第1条 この要綱は、町内事業者が道外の物産展、見本市等のPRイベント（以下「物産展等」という。）に出店するプロモーション経費を補助することにより、町内事業者の販路拡大による地域経済の活性化及び物産展等でのPRによる町の認知度向上、観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、前条の目的を達成しようとする事業者（個人事業主含む）で、町内に住所を有し、かつ、町内に事業所を有する個人事業者、又は、町内に事業所を有する法人・団体であること。

2 町税等の滞納がないこと。

3 年度内において当該補助金の交付を受けた事業者は、補助対象事業者から除く。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次項に掲げる対象商品の販路拡大及び町のPRのため、留萌及び宗谷管外で行われる物産展等への出店を行う事業とする。

2 対象商品は、次の各号のいずれかに該当する商品であって、継続的かつ安定的な生産又は販売が見込まれるものとして町長が認めたものとする。ただし、町のイメージを損なうおそれのあるものについては対象外とする。

(1) 町内で生産された農畜産物及び海産物

(2) 町内で生産された農畜産物及び海産物を主たる原料とした加工品

(3) 町内で加工、品質保守を一元管理している町内事業者の自社商品

(4) ふるさと納税返礼品として提供している商品

(5) その他商品名、デザイン等で町のイメージアップにつながる商品

3 出店期間は、2日以上でなければならない。

4 出店期間中は、会場で町のPR（町の文字の入ったのぼり旗や看板の設置、パンフレットの配布、自社商品以外の天塩町特産品の販売等）をしなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、出店料（会場使用料含む）、商品等の輸送費、出店会場での物品借用料及び移動に伴う交通費、宿泊費とする。但し、宿泊費の上限額は天塩町の職員旅費に関する条例の規定を準用する。

2 前項の規定に関わらず、他の制度による補助金の交付を受ける事業は、補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の3分の1以内とし、1件につき30万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

ものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、物産展等が開催される2週間前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 天塩町特産品プロモーション支援事業販売商品予定リスト（別記様式第2号）
- (2) 物産展等の概要が分かる書類、パンフレット等
- (3) 補助対象経費の内訳書及び見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、申請事業者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容若しくは補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の変更承認)

第9条 町長は、前条の規定により変更申請を受けた時は、これを審査し、補助金の変更の可否を決定したときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 天塩町特産品プロモーション支援事業販売商品売上内訳書（別記様式第7号）
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 出店、展示状況を示す写真（3枚以上）。ただし、物産展等の開催日が確認できる写真を1枚含むものとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による通知後、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、補助事業者に天塩町特産品プロモーション支援事業補助金返還命令書（別記様式第10号）により補助金の返還を命ずるとともに、すでに交付されている補助金があるときは、速やかに返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第7条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第5号（第9条関係）

別記様式第6号（第10条関係）

別記様式第7号（第10条関係）

別記様式第8号（第11条関係）

別記様式第9号（第12条関係）

別記様式第10号（第13条関係）